

申請を忘れていませんか？

平成30年北海道胆振東部地震で被災した住宅の被害状況によって、生活再建や住宅再建への支援制度がありますが、申請はお済みでしょうか？

令和3年3月末で受け付けを終了する制度がありますので、り災区分・申請の有無を、いま一度ご確認いただき、申請がお済みでない方は早急に申請願います（なお、いずれの制度も一度申請された方は対象になりません）。申請方法などについてご不明な点がございましたら、下記までご連絡・ご相談ください。

【令和3年3月末で受け付けを終了する制度】

制度	概要	対象者	申請締切	問合せ
被災者住み替え支援金	「新築・中古住宅購入」、「修理」、「町内賃貸住宅への転居」、「町内への引越し」へ支援金を支給	り災区分 半壊以上 賃貸住宅・引越しは仮設住宅等の居住者	令和3年 3月31日(火)	総務課 復興・生活再建支援室 ☎ 2511
一部損壊住家修理金	り災区分で一部損壊の判定を受けた住家を修理した世帯へ修理金（上限5万円）を支給	り災区分 一部損壊		
井戸修理等見舞金	被害を受けた飲料用に使用していた井戸の修理等を実施した方に見舞金（上限5万円）を支給	り災区分 一部損壊以上		税務住民課 住民生活グループ ☎ 2940
浄化槽修理等見舞金	被害を受けた浄化槽の修理等を実施した方に見舞金（上限5万円）を支給	り災区分 一部損壊以上		

【引き続き受け付けている制度】

制度	概要	対象者	申請締切	問合せ
災害義援金	住宅のり災区分に応じて義援金を配分	被災当時、安平町に在住の方	随時ご相談ください	総務課 復興・生活再建支援室 ☎ 2511
被災者生活再建支援金（加算支援金）	基礎支援金を受けた世帯に対し、住宅の再建方法（建設・購入、補修、賃貸）に応じて加算金を支給	り災区分 大規模半壊以上または半壊し住宅を解体	令和3年 10月5日(火)	健康福祉課 福祉グループ ☎ 7071
墓石修理等見舞金	被害を受けた町内墓地の利用者に見舞金（上限5万円）を支給	墓石の修理・墓じまいをした墓地の利用者	令和4年 3月31日(木)	税務住民課 住民生活グループ ☎ 2940

【町全域】光回線のお知らせ

昨年から光回線誘致活動を進めていた町全域の光回線整備について、NTT東日本と協力し、国の支援事業「高度無線環境整備推進事業」に対する申請を進めておりましたが、今月上旬に正式決定の連絡をいただき、一部工程が開始されています。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

整備エリア：安平地区全域及び追分農村地域・早来農村地域等の光回線未整備エリア

追分地区の柏が丘、中央、花園、本町、追分若草は既に整備が完了しているため、今回は含まれておりません。

現地調査について

施工にあたっては、国に申請した計画に基づき行っております。ご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用や手洗い等に取り組むことはもちろん、健康管理の徹底し、感染防止に向けた安全配慮を行うよう努めています。

問合せ 総務課情報グループ ☎ 2511